

風の松原自然エネルギー株式会社
「能代地区における風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年5月19日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「能代地区における風力発電事業環境影響評価準備書」について、風の松原自然エネルギー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県能代市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 39,100kW(2,300kW×17基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 1月 9日
住民等意見の概要受理	平成26年 2月27日
秋田県知事意見受理	平成26年 4月25日
環境大臣意見受理	平成26年 5月 1日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

風の松原自然エネルギー株式会社
「能代地区における風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日通商産業省令第54号)第31条第1項の規定に基づく事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の意見、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音及び超低周波音について

周辺の近接する風力発電設備の環境影響を勘案し、適切な予測及び評価を実施すること。また、環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、調査等の結果及び専門家等からの意見を踏まえて、より低騒音な設備の採用等の環境保全措置を講じること。

(2) 動物について

重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの意見を踏まえて、また、必要に応じて追加的な意見聴取を行い、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を

検討し、適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの意見を踏まえて検討し、供用後も含めて事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍風力発電事業者との情報共有及び必要な措置を検討すること。

(3) 植物について

セナミスミレ等の希少な植物の移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの意見を踏まえて、慎重に実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。